

平成27年第7回(12月)川南町議会定例会会議録(3日目)

平成27年12月9日 (水曜日)

本日の会議に付した事件

平成27年12月9日 午前9時00分開会

日程第1 一般質問

発言順序

- | | | |
|-------|---------|--|
| 1 | 中村 昭人君 | 1 都農高校の支援のあり方について
2 選挙権引き下げに伴う小中学校での主権者教育について |
| 2 | 河野 浩一君 | 1 交通インフラの整備について
2 露地園芸振興について |
| 日程第2 | 議案第 48号 | 川南町番号法に基づく個人番号の利用に関する条例を定めるについて |
| 日程第3 | 議案第 49号 | 川南町空家等対策の推進に関する条例を定めるについて |
| 日程第4 | 議案第 50号 | 川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第 51号 | 川南町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第 52号 | 川南町税条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第 53号 | 川南町営住宅管理条例の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第 54号 | 平成27年度川南町一般会計補正予算(第3号) |
| 日程第9 | 議案第 55号 | 平成27年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第10 | 議案第 56号 | 平成27年度川南町介護保険特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第11 | 議案第 57号 | 平成27年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) |

出席議員(13名)

1番 萩原 敏朗 君	2番 中村 昭人 君
3番 児玉 助壽 君	4番 内藤 逸子 君
5番 稲田 榮 君	6番 福岡 仲次 君
7番 三原 明美 君	8番 河野 浩一 君
9番 安藤 洋之 君	10番 林 光政 君
11番 竹本 修 君	12番 德弘 美津子 君
13番 川上 昇 君	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 吉田 喜久吉 君 書記 河野 英樹 君

説明のために出席した者の職氏名

町長	日高 昭彦 君	副町長	清藤 莊八 君
教育長	木村 誠 君	会計管理者・ 会計課長	橋本 正夫 君
総務課長	押川 義光 君	まちづくり課長	永友 尚登 君
産業推進課長	山本 博 君	農地課長	新倉 好雄 君
建設課長	村井 俊文 君	環境水道課長	大山 幸男 君
町民健康課長	三角 博志 君	教育課長	米田 政彦 君
福祉課長	篠原 浩 君	税務課長	杉尾 英敏 君
代表監査委員	谷村 裕二 君		

午前9時00分開会

○議長（川上 昇君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

申し上げます。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願い申し上げます。

日程第1、一般質問を行います。

議長の手元まで質問通告書が提出されておりますので、きのうに引き続き、順次発言を許します。

まず、中村昭人君に発言を許します。

○議員（中村 昭人君） おはようございます。それでは、通告書に従い、質問をいたします。

1点目は、都農高校の支援のあり方についてであります。

宮崎県が示す県立高等学校教育整備計画における平成28年度から30年度までの中期実施計画において、都農高校については、系列のあり方を含めて、新たな特色や魅力づくりを進めるとともに、定員の充足率を注視しながら、統廃合等の適否も含めて、今後の学校のあり方について検討するとあります。この根拠となるものが、全日制高等学校における1学年の適正規模が4から8学級を基本とするという指針でございます。要するに定員が120名に対し、27年度では入学者数が61名、1学年で3学級の都農高校は統廃合が現実味を帯びているということであります。この状況に、都農町では来年度から一部は本年度から入学補助金制度を導入することを決定いたしました。1952年の設立以来地域に根ざし、幾多の卒業生を社会に送り出してきた学校がなくなることが地域に与える影響は多大なものであると考えると、高校の存続に向けて都農町が独自の支援を行うことは理解しているものであります。しかし、支援の対象となる都農高校の生徒は何も都農町在住の生徒ばかりではありません。現在の1年生61名の出身中学校を見てみると、一番多いのが地元都農中学校の17名、次いで唐瀬原中学校の10名、そして国光原中学校の8名であります。これを出身地で見てみると、都農町17名、川南町18名と、川南から通う生徒が一番多い状況であります。これは、過去3年ほどさかのぼっても同じであります。

そこで、町長、教育長に質問です。

川南町として都農高校のこの置かれた状況、また川南町としての支援のあり方についてどのように考えるかお聞かせを願います。

次に、選挙権の年齢引き下げに伴う小中学校における主権者教育についてであります。

国では、選挙権年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げる公職選挙法が成立し、来年夏の参議院選挙から、18歳、19歳の投票が実現する見通しとなっております。現在の高校3年生、そして2年生の一部が選挙権を持つことになります。また、現在の中学校3年生、そして2年生の一部は、次の2019年の統一地方選挙では選挙権を持つようになるであります。日本では、現行の選挙権20歳以上は1945年、昭和20年に施行され、翌21年から実施されており

ますが、海外では選挙権年齢を18歳以上と定めている国が主流で、世界の8割以上の国で採用をされています。アメリカ、ロシア、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダなど、先進国主要会議、いわゆるG8で、選挙権が20歳以上となっているのは日本だけです。また、ドイツなどでは、学校教育の現場で幼いころから身近なことに関心を持ち、徐々に政治的な事項を自分の頭で考えられるようにしていく、長期的な教育戦略をとっているようです。日本では、選挙のたびに他の世代と比べ若年層での投票率が低いことへの懸念が示されていることと、昨今での選挙権年齢の引き下げの法改正に相まって、義務教育段階での政治教育の必要性もメディアなどで多く論じられるようになりました。

そこで、教育長に質問します。今後的小中学校での主権者教育についてどうお考えか、お聞かせを願います。

あとは、質問席から質問させていただきます。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの中村議員の質問にお答えいたします。

都農高校についての質問でございました。学校現場の質問でありますので、かなりの部分、教育長のほうの答弁になるかと思いますが、まず、学校の役割というのは、当然、御承知のとおり教育だと思いますが、それに付随して、若者育成であるとか、やはりそういう若者が集うということ、人口として捉える、地域の活性化として捉える面もあると思います。また、もう1点は、議員も指摘されましたように、高校を通じて、卒業生、OB、先輩、後輩たちが集うですから、1つの組織として、地域のよりどころ、そういう面からは非常に大事な面であるというのは認識しております。

川南町に学校がない、川南町の子が行っているというのは当然わかっておりませんで、我々としても今の都農高校を存続という目線じゃなくて、地域としてこれからどれだけより魅力的なものをつくり出せるかという視点において、そういう協議の場には当然参加するべきだと考えております。

あとは、教育長の答弁、お願いします。

○教育長（木村 誠君） 選挙権引き下げに伴う小中学校での主権者教育についてのお尋ねでございます。

小中学校におきましては、これまで、子供たちが社会の中で自立し、他者と連携、協働しながら生涯にわたって生き抜く力や地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身につけられるよう、社会科を始め、技術家庭科、総合的な学習の時間や、特別活動等の全教育活動を通して主権者意識を養うとともに、社会の形成に参画し、発展に寄与する力の育成に努めています。今特に話題となっております若者に選挙や政治への関心を高めてもらう具体的な取り組みに関しましては、本町は、近年の投票率低下の課題に対応するために、2年前から本町選挙管理委員会からの提案による出前授業を全ての小学校で実施しております。学校給食の献立を題材としまして、授業や模擬投票を踏まえ、投票することの大切さを学んでもらっております。また、中学校におきましては、生徒会役員が選挙により選ばれており

まして、選挙管理委員会から投票箱、記載台等をお借りしまして、投票を行っております。

今後、このような取り組みにつきましては、現在、東小がモデルとして取り組んでおります身近な新聞を教育活動に生かしていく活動、NIE——ニュースペーパー・イン・エディケーションや、学校支援地域本部事業におきまして、地域住民の方々が積極的に子供たちにかかる取り組みが推進されることによりまして、大人からいろいろなことを学ぶということで、政治への関心、興味が持てる教育が充実するものと考えております。

以上でございます。

○議員（中村 昭人君） ありがとうございます。まず都農高校に関してでございますが、今町長の答弁を聞いておりますと、今まで都農高校に対してのいろんな協議の場があったという中で、統廃合ということに重きが置かれたような議論がなされてたという印象を持つわけですが、都農高校の統廃合に関して、今までどのような協議の場で、どういった意見が交わされてきたのか、差し支えなければ御答弁いただきたいなというふうに思っております。

○教育長（木村 誠君） ただいまの御質問ですけども、宮崎県学校教育改革推進協議会児湯地区部会が3回開催されております。6月4日、8月4日、10月19日です。ということなんですが、先ほどもありましたように、都農高等学校、現在の在学生ですけれども、川南町から平成25年4月入学生が唐瀬原18名、国光原11名、29名なんですが、残念ながら現在26名です。3名中途退学です。次年度は平成26年4月が唐瀬原中16名、国光原中8名、24名なんですけども、現在20名なんです。4名中途退学しております。今年度が先ほど言われていましたとおり、10名、8名で18名、64名です。3年を合計しましても、都農町が1名少ないと、川南町が1名多いという状況です。63名。同じように、高鍋農業高等学校も、ここも定員に達しておりません。ここも合計でいきますけども、現3年生が18名、現2年生が27名、現1年生が17名ということで、これも合計しますと、高鍋町の東中、西中足したよりも川南町のほうが多いんです。そういう状況があります。ですから、都農高校へという、あるいは高鍋農業高校へと、高鍋高校へという、高鍋高校まだ多いわけですけども、こちらがどこへ行きなさいという、そういう指導というのは、昔は輪切りという悪しきものがありましたですよ。お前ここしか通らんからという、切っていくという状況ありました。今は本人が最後は選択するという、本人が決めるという、そういう進路指導しておりますので、どこどこに行きなさいと、どこどこのどこの科へ行きなさいという指導は、今は極力、しかしボーダーラインあるわけですから、絶対通らないところを受けさせる、そこは指導しますよ、助言しますよ、学級担任初め、そういうどこしか通らんからどこ行けという指導は今のところしていません。そういう状況であります。

○議員（中村 昭人君） 確かに、高校、どこに進むかという中では、自分が志望する高校に行くというのがベストなのかもしれませんけども、都農高校という高校が隣町にある中で、先ほどちょっと私が質問したのはちょっとあれなんんですけど、この協議の場、3回行われた

協議の場で、都農高校を存続するというような意見だったりニーズっていうものは、多分多くあったんだろうというふうに考えます。その中で、川南町として、そこに対してどういうふうな御意見があったのかというようなことをちょっと聞きたかったということではあるんですけども。

○教育長（木村 誠君） 3回協議の場がありましたけれども、やっぱり都農の教育長さんなり商工会長さんなりが発言されます。なかなか我々としては発言できないという状況にはありました。私たち東区5町教育長、3校実態余りわかりませんでしたから、3校を訪問させていただきました。その中でその学校がどういう状況にあるかということをお伺いしたんですけども、先ほども言わされましたけども、ことし61名です。結局3クラスですよ。20名ずつですよ。その中でやっぱりかなり差がある、掛け算、九九ができない子供たちも入ってきてるという状況があると。ですから、この20の3クラス、それを数学ではまた10ずつ、習熟度別に分けて数学の先生が4人いらっしゃる、4人で授業されてました。そういう状況でものすごく頑張っておられるんです。校長先生が言われた、とにかく負の連鎖を断ち切りたいんだという校長先生の意気込みを感じましたが、高鍋は高鍋で、農業経営者を育成する学校ということで、57ヘクタールなんだそうです。敷地が57ヘクタール。その間ほんとにすばらしい島田祭という収穫祭がありますが、学校の、それに向けて園芸科はメロンを栽培とか、いろんな栽培してましたし、今フードビジネス科がてきておりますけど、前農業科が使っていたところをフードビジネス科が、要するに生産から販売までという、そういう形で、いろんな形でやっておられます。もちろん高鍋高校も見ていただいて、授業も見ていただいたんですけども、そういう中でも私たちがどこをどうしなさいという、なかなか言えないんです。例えば、畜産学科、園芸学科、ここは満たしておりません。フードビジネス科と食品化学科は定員満たしています。この2学科を、農業後継者、経営者を育成する学科を1学科ちゅうができるのかと、そこも考えられないようなという思いがありますし、だから、私たちとしては、どこをどうしなさいっていう、なかなか言えない状況があって、都農町としても、うちにも相談に見えました。11月25日に児湯地方の教育長連絡協議会ということで、集まって話をしたんですが、その中でも教育長が都農町の、今回は都農町単独で要望書出しますと、県のほうに。まだ報道されてませんからまだだと思うんですが、そういう方向で今行っておって、その後、都農高校のPTAの役員のOBの方、川南、それから卒業生、ここあたりを引き込んで何とか運動を広げていきたいという現段階ではそういう考え方のようあります。都農町は。11月25日段階の話ですけども。

以上でございます。

○議員（中村 昭人君） 今までのそういった協議の中で、現在に至るということであるんですが、今後、都農高校を継続させるという中での考えがある中で、今後両町、町長含めて、両町で、そういった魅力ある都農高校をどうつくったらいいか、今後の存続に向けてどうするべきか、今後の地域の高等教育についての協議の場っていうものを設けるというような御

意思是ございませんか。

○町長（日高 昭彦君） 細かいことはまた教育長のほうに足りない部分は答弁していただきますが、協議の場を、こちらから主体的にこうやりましょうというのは、正直やりづらいと思います。高鍋もありますから。ただし都農側がやりましょうと言えば、当然イエスと答えますし、尾鈴という、農協という意味です、尾鈴農協の中に川南都農という組織を持っています。そういう地域的なつながりは、やはり非常に大事にしたいと思います。なくしてしまえば、ほんとに簡単なことかもしれませんけど、やっぱり厳しい状態になります。復活はないんで、何かいい手立てがあれば、ほんとに積極的にそういうのには参加したいと思っております。

○教育長（木村 誠君） 都農の教育長との話の中では、いろいろ、総合学科であれば、存続は厳しいだろうという話はしております。ですから、新しい学科をとなると、これもなかなか厳しいんですよ。県教委に新しい学校を持ってくる。例えば、ほかの県にはありますけれども、宮崎にはない、看護学科、ですから、児湯郡内、東児湯の生徒数決まってるわけですので、減っていってるわけです。それを奪い合うという形じゃなくて外から持ってくるためには、何かそういう学科を持ってこないと、存続は無理なのかなと、私自身は思っております。そういう状況にありますから、ここもなかなかすんなりできるかどうかちゅうことはなかなか難しいと思うんです。なかなかこういう減ってきてる状況で、じゃあ、3校とも定員満たしていないという状況の中で、じゃあ3校とも存続かということになると、なかなか簡単に言えない状況が今あるんじゃないかというふうに思ってます。だから、協議の場でも要請されれば参加はします。要請されれば。こちらから云々ちゅうことは今のところ、高鍋も困ります。なかなかそういう状況にないということです。

以上でございます。

○議員（中村 昭人君） おっしゃられるように、地域の高校は都農高校だけではなくて、高鍋高校、高鍋農業高校、そして児湯郡で見ると、妻高校、西都商業とあるわけです。その中で都農高校の存続という1点において議論するっていうのも、なかなかおっしゃるように難しい部分があるかと思うんですけども、しかしながら、都農高校がなくなるということになると、現在通っている生徒数、生徒がいる中で、卒業して、今後都農高校に進学をするという考えている生徒が、今後じやあどこの高校に行くのかということは、非常に議論を深めなくてはいけないんだというふうに思っています。そう考えると、やっぱり都農高校を存続するということを主眼に置いた議論がもっと私的にはあってしかるべきじゃないかなというふうに思っております。先ほど教育長が申されたように、いろいろ話を聞くと、そういうたった看護学科ということがありましたけども、そういうたった学科を新設する、そして地域外から生徒を呼ぶ、もしくは優秀な部活の指導者を呼んで、何かの部活に特化をさせて、域外から生徒を集めると、そういうたよな、いろんな声も聞こえてくるわけですけども、何か聞くところによると、言わば時間がなかなか新しい学科を設立するにしても、時間がないというよ

うなことをやっぱり県のほうからも示されているというような状況であるように聞きます。そうなると、都農高校存続、裏では都農高校が統廃合になったときにどうするかということを含めて、議論もしなくちゃいけないということを理解をしているつもりでございます。先ほど言いましたように、じゃあ都農高校に行く生徒が今後都農高校が統廃合になったときにはどういった方向、例えば高鍋高校、高鍋農業高校に統廃合されるというふうになった場合なんですけども、しかしながら、高校を選ぶ場合には、やはり学力であったり、地域性であったり、通学距離であったり、そういうものがやはり進路を選ぶ上では大事になってくるんだというふうに思っております。都農高校存続っていうことを考えながらでありますけども、仮に都農高校が統廃合になった場合にそういう部分では、どこが受け皿になるというふうな、今の考えがあるかというようなお答えができれば、なかなか難しいとは思いますが。

○教育長（木村 誠君） 先ほど申し上げましたけども、県の学校教育改革推進協議会児湯地区部会なんですけども、この中で示されたのは、結局ずっと減っていきます。そうすると東児湯5町、外からも入ってきます中で、結局50%ぐらい残ってるんです。15%ぐらいが例年宮崎市内の職業系に行く、それから私立高校に行くということで、ずっと統計的に見ますと、50%が3校に進んでいるわけです。それがずっと今減って、定員満たしておりません。40人で割りますと10.5学級になるみたいです。ということは11学級で足りるちゅうことですね。11学級にしたときには、どつかやっぱり満たないというクラスが出てくるということですので、それ、きっと、統廃合があっても、どことなるかわかりませんが、あっても受け入れるだけの定員はあるんじゃないかなというふうに私は考えております。

○議員（中村 昭人君） ありがとうございます。一番心配するのは、都農高校がなくなったらどこに行くんだということだろうというふうに思います。今後、いろんな協議の場があるかと、県といろんな協議の場もあるかと思いますけども、そういうことも、県の基本方針の中では、その検討の際には、高等学校の所在地や設置学科、生徒、保護者、地域のニーズ等に適切に配慮するものとしますというふうにあります。ぜひとも、こういった地域のニーズを踏まえて、そういう場で川南町としても前向きな発言といいますか、前向きなそういう会議にのぞんでいただきたいなというふうには思っております。

それでは、2番目の主権者教育についてでございます。先ほど教育長のほうから御答弁がありましたけども、小学校では、2年前より出前授業を行っているということで、私も町のホームページで、それを拝見させていただきました。選挙管理委員会のほうからの御提案ということでもあったんですけども、選挙権引き下げとか、選挙投票率とかになると、選挙管理委員会という役割も非常に大きなものであるということであるんですけども、私たち議会人としても、被選挙権、選挙に出る側としても、主権者教育というのは非常に私たちの立場でどういった対応をすればいいかっていうのは、個人的にも一議員としても、非常に考えるわけであります。中学校においては、小学校は、地域の地域学習というんですか、小学生が商店街のお店を訪ねて、いろんな実社会の中でどういった仕事をしているのかっていうこと

を体験するというようなことがあるんですが、出前授業という形ではなくて、もちろんそれもすばらしい取り組みではあると思うんですけども、一歩外に出て、例えばこの議場に来るとか、実際に投票所に行くというようなことも、一つの選挙、政治というものを身につかせる上では、非常に有効的な取り組みではないかなというふうには思いますが、そういうお考えについてお伺いしたいと思います。

○教育長（木村 誠君） おっしゃるとおりだと思っております。ほんとここに児童生徒来て、中学生あたりは傍聴もできると思うんですけど、そういう形のものができるといいなというふうに思ってますし、地域学習でしたか、2つ目言われたのは。

〔「議場に来るということと、投票の。」と発言する者あり〕

済いません。教育委員会の中でも、それ話題になりました。やっぱり保護者と一緒に投票に行く、もちろん記載はできないし、投票箱に入れることはできません。実際にそういう形で保護者が小学生を連れていくて、投票所に一緒に行って、投票の現場を見るという、これは有効な手段だと思ってますので、ぜひ、そういう形でまた啓発等していけたらいいなというふうに思っているところです。

以上です。

○議員（中村 昭人君） ありがとうございます。ドイツのちょっと資料をいろいろ見たりするんですけども、先ほどから、小学校では出前授業等々今まででも行ってたということであるんですけども、1つ教育の場で政治教育というものがドイツとかは根づいて、40年以上のそういう教育の歴史があるということであるんですけども、見ていくと、なかなかそれが即日本でそういう教育が同じように行われるかどうかというのはなかなか同じように語れないとは思うんですけども、そういう学校の現場での政治教育についての課題、そういうものが、どういったものが考えられるかということがあれば、お答え願いたいと思いますが。

○教育長（木村 誠君） 報道等によりますと、県立学校、高校、それから特別支援学校、中等教育学校等に主権者教育推進委員会を置きなさいということで、授業で行いますが、公民の担当だけがやるんじゃありませんよと、学校全体を挙げて主権者教育をやりなさいということで、宮崎県、ほかの県に先がけてこういう委員会を設置するようにおろしておりますし、きょう、12月10日に臨時の県立学校長会を開催するということで、きょういろんな方向性が出るんじゃないかと思うんですけど、今のところ文科省からも県教委からも小中学校、こうしなさい云々ということは出てきておりませんけれども、中学校では、要するに社会科の公民で1時間、民主政治と選挙参加ということで、選挙の意義については、1時間授業をやってますが、また先ほど申し上げましたけども、選挙、生徒会役員選挙、これは今、皆さん方がやられるようにたすきかけて、朝登校する生徒に対して自分の主張をしたり、あるいは給食の時間に時間を設定して自分の訴えをしたりとか、また立会演説会もあります。そして実際に投票する。先ほども言いましたけど、選挙管理委員会からお借りして、記載台、そ

これから投票箱も借りてやるというような状況で、そういう模擬的なことは中学生も3年間できるわけです。1年、2年、3年と。そういう形では行ってますけども、また具体的にいろんな形で、今高等学校の生徒に対していろいろ指示が出てますけども、やったことは、学校外ではデモにも参加していいんだよということが出ましたけど、具体的にはまだ文科省からも出てきません。普及だけでしたということなんんですけど、高校生に向けて。だから義務生に対してはまだ指示とかなんとか、まだ全く出てきてない状況で、そういうものがあればということなんですが、先ほど申しました小学校の子供たちに対して、これは多分宮崎で一番早かったと思うんです、取り組み。その後、宮崎市内がテレビ等で、ニュースで取り上げられますけど、川南町が一番私は早かったんだろうというふうに思ってますけども、そういう取り組みを通していきたいというふうに思っています。

○議員（中村 昭人君） 今の答弁の中では高等学校の中での主権者教育を推進するというようなことが柱だったと思うんですけど、川南町には高校がありませんので、そういった川南から高校に通う生徒に対しての主権者教育というのは他町に委ねるしかないということございますので、川南町においては、小学校、中学校の段階から、政治教育、主権者教育というものを充実させていかなければならないんじゃないかなというふうにも考えます。先の選挙がありましたけども、川南町の投票率を見てみると、平成3年には統一地方選挙では88.9%あった投票率が平成27年度は61.0%、これ国政選挙においても、平成2年の衆議院選挙では81.5%あったのが、26年には50.1%と約半分しか投票に行かないというようなことが現状にあります。これ別に川南町だけとりわけ低いということでもないわけありますけども、これ18歳から選挙年齢が引き下げられたってなると、ますます投票率の低下につながるんじゃないかなということを私最初思ってたんですけども、よくよくいろんなことを見てみると、海外では、ドイツなどでは、18歳から19歳の投票率のほうが20から23歳の投票率より高いというようなデータが出ているようでございます。これはなぜかというと、先ほど投票所に子供を親が連れていくというようなことをちょっと申し上げましたけども、18歳、19歳というのはまだ親と一緒に暮らしている段階でありますので、そういった親が投票に行くということに対して子供もといった影響を受けるということが影響しているんじゃないかなということが書かれてありました。大学生19歳から22歳になると、一人暮らしであったりとかになると、なかなか投票に行くということが煩わしい、例えばサークルだったりいろんなことにやっぱり楽しい時期だと思いますので、なかなか政治的な関心が薄くなってくるんだというふうに私自身は考えております。ぜひとも川南町は投票率が高いぞというような数字が出てくると、非常にすばらしいことではないかなというふうに思っておりますので、ぜひとも、先ほど御提案申し上げました投票所に子供と一緒に行くということも学校現場でぜひ保護者に対して問い合わせをしていただきたいと思いますし、学校教育、教育長からありましたように、中学校の段階では、議会の傍聴に来るというようなこともぜひ取り組みとして上げていただきたいなというふうに思っております。

最後、私の思い、感想を最後は述べさせていただきましたけども、これからますます学校、地域の子供たちの教育の場、そういうものをやっぱり都会に行くということは決してこれは悪い、より高いレベルを求めていくっていうのは決して悪いことではないとは思いますけども、地域に残ってもそういう教育が受けられるというようなことはぜひ整備をしていただきたいと思います。

最後になりましたが、以上をもって質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（川上 昇君） 次に、河野浩一君に発言を許します。

○議員（河野 浩一君） ただいまから通告書に従って質問を行います。

川南町の発展には農業の振興は不可欠です。そのためには、インフラの整備や生産設備への投資が欠かせません。まず重要なインフラであります道路についてお尋ねします。

1番目、都農町のインターチェンジから川南に向かっていく道路の名貫川に橋が建設されておりますが、川南町の域に入ると道路が整備されておりません。川にかかる橋にはかわきたみなみ橋、平成11年3月竣工とあります。この橋が建設されて16年も経過しているのにこの道路が有効利用されていない現状が残念でなりません。

次に、孫谷、甘付間の道路拡張について。

浪掛から孫谷までの道路は、片側1車線で道幅が広いが、孫谷から甘付までの道路が道幅が狭く、車が交差する際に時折事故が起こっています。孫谷から甘付までの間の拡張が必要だと思いますが、いかがお考えでしょうか。

そして、3番目に、川南町の園芸農業の発展に影響した特産資材導入にかかわる助成について。

現在、園芸農家が作物栽培時に使用しているKPパイプが川南パイプということは皆さん御承知のことと思いますが、このKPは川南の園芸農家にとって有力な資材であり、強い味方と言えます。このKPは、春先にはスイートコーン、南京など県認定ブランド作物などの栽培に欠かせない資材となっています。このKPの導入に助成をしていただきたい。

以上、3点についてお尋ねします。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの質問についてお答えいたします。3つほどありました。

まず第1点目のかわきたみなみ橋についてでございます。以前にも、この関連した質問もいただいておりますが、この橋は、県営川北南農道事業ということで、平成4年度に着工しまして、平成13年度に完了しております。接続するほんとに道路というのは、残念ながら一部地権者の理解が得られずに、当初の計画を変更して、こちらの都合で事業が終了になったという経緯でございます。ということで、現在のところは、この事業を断念しました経緯を考えて、その同様の事業での再整備というのは非常に厳しい状態にあります。そういう現状でございます。今後については、また別な視点を考えるしかないということではあるかと思っております。

2つ目の甘付孫谷の道路拡張について、御指摘の道路、確かにそういう点は重々承知しております。その区間だけの延長、また事業費のほうも算定はしておるんですが、これまで川南町も長期的に計画的な工事を進めております。現在は、高鍋インターからのアクセス道路としての鬼ヶ久保十文字線、そして、中心部からの中里野田線、また長寿命化対策としていろんな橋梁の補修工事、舗装の打ちかえ等やっておりますし、また来年度からは順次豊原住宅の東側道路の工事を着工しようというところでございます。議員の言われることは重々承知しておりますが、長期的な計画の中で、また検討させていただくということになるかと思っております。

3つ目のKPの助成についてということでございます。以前に、口蹄疫の復興のファンドを使った同事業もさせていただいたところでございますが、原則として、やはり消耗品的な資材に対しての助成というのは、基本的には厳しいものがありますが、農業を川南町はどう考えるかということで、今後やっぱりそういう議員の言われるような何か役に立つような事業をというのをこれから検討課題と思っております。

○議員（河野 浩一君） 1番目のこの道路は——かわきた橋の話です。この道路は、農業生産者が尾鈴農協中央事業所に農産物の出荷などに利用するほか、農協から全国各地に出荷する際に、本当に必要不可欠な道路だと思っています。近くにはまた違う企業もたくさんあります。ぜひとも整備が必要と考えております。この近くの住民でこの道路の拡張をのぞんでいない者はいないと思います。ぜひとも、早期実現をお願いしたいと思います。

それから、2番目に言いました甘付、孫谷間、この道路でも、子供の通学路でありますし、近年は都農町の海岸地帯から日向市からの塩付工業団地への通勤者がふえて、朝夕の通勤通学の時間帯には、車の通行量が多くなっております。通学中の児童への危険性を感じております。この道路を整備することにより、地域の利便性はもとより、新規事業者参入のきっかけなどにもなると思いますので、どうかひとつ道路拡張の整備をお願いしたいと思います。

それから、3番目のKPの話ですけど、私の知っている長野県にある種苗会社の社長さんが1年間に何回か栽培講習会なんか来て話をされるんですけど、全国各地を回っているけど、このKPを活用した栽培は、都農町、川南町以外にはあまり見かけないそうです。本人も気に入っておられて、今までに何回か宮崎の業者から買って帰られたことがあります。このことをきっかけに、このKPが全国に普及していったら、私は川南町の一農業者としてほんとにうれしく思います。また、この作物を厳寒期の霜の害から、二重にして、それにかぶせるシート、パオパオとか、ラブシートとかいうんですけど、非常に重要な役割を果たしますので、品質を保って、かつ安全供給を図るために、パイプと一緒に重要な資材です。このKPの活用によって、多くの栽培作物に取り組め、また生産性の向上、品質の向上は疑う余地もありません。このように、町内の園芸農家にとって必要不可欠で、かつ地元の特産資材の導入に係る助成について、農業者団体や各部会と十分な協議をいただいて、ぜひとも助成していただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（川上 昇君） 河野議員、これ一般質問ですので、質問、今の河野議員の意見ですよね。一般質問に要望はございませんので、意見だと思うんですが、それに対する答弁ということでおろしいですか。

○議員（河野 浩一君） はい。

○町長（日高 昭彦君） 全てにおいて意見をいただきましたので、細かい点は、事業の性格上3つほど関係する課があると思います。建設課、農地課、産業推進課になります。基本的には、いろんな住民の目線で我々は行政をやっておりますから、一つ一つ向き合いながら、丁寧に返事していく、答えていくという義務はあるかと思っておりますんで、担当課長の意見でおろしいですか。じゃあ、どこから、何かある。

○農地課長（新倉 好雄君） 河野議員の御意見、御質問にお答えしたいと思います。

1番目にありましたかわきたみなみ橋につきましては、町長が答弁されたとおり、以前、県営事業において施工されたものでございます。接続道路につきましては、一部御理解が得られずに途中で完了した経緯がございます。農業農村整備の担当課といたしましては、新たな事業の実施につきましては、全体的な道路網の考え方、公共事業投資の必要性を検討しながら、地元地権者の全面的な協力をいただいて、有益な事業を今後探していくしかないというふうに現在のところは考えております。

以上でございます。

○建設課長（村井 俊文君） 河野議員の御質問にお答えします。

先ほど、町長が答弁しましたが、現在道路改良工事2路線、舗装打ちかえ工事1路線、あと橋梁工事1橋梁を継続して実施しているところでございます。また来年からは、道路改良を1路線追加し、工事をする予定にしております。大部分の町道は1960年代後半から1990年代にかけまして整備されておりますので、経年による老朽化が大変進んでおります。それで今、老朽化対策としまして、計画的に舗装の打ちかえ、橋梁の補修等を実施しております。今後も幹線道路の計画的な舗装打ちかえと橋梁の補修に多額の予算が必要といたします。これ以上は道路改良をふやすことは困難というふうに思われます。しかし、工事はするかしないかは別としまして、今後のその後、さつき質問がありました1,100メーターぐらい残っておりますが、この道路にしましては、どんな構造にするのか、1車線にするのか、2車線にするのかということは検討したいと思っております。

以上でございます。

○産業推進課長（山本 博君） 河野議員の御質問にお答えいたします。

KPについてであります、このKPについては、これまで川南町の露地園芸につきまして、十分な力といいますか効力を発揮してきていただいております。この先ほどから言いますKP、パストライト、カラー交換等の補充につきましては、平成22年度から24年度までの3カ年度におきまして、公的なファンド事業を使いまして、約2000万円以上の補助を行っております。このKPの補助につきましては、今現在考へてはいないところであります。ただ、

今声がありますのが、生分解性マルチフィルムというものの声も一部ありますので、またこの点につきましては、検討していきたいというふうに考えております。総体的に言いますと、産業推進課としましては、そういった消耗的な補助ではなくて、農地の集積であるとか、担い手の確保、または6次産業化なり、収益の高い品種の確立等といったところの補助という意味合いで、シフトという形で考えております。

以上でございます。

○議員（河野 浩一君） 一番私がこの中で、3つとも要望はあるんですけど、一番言いたいことはかわきた橋です。かわきたみなみ橋の道路がどうしても、先ほども言いましたけど、近くの住民で望んでいない者はいないと思うんです。だから、どうにかして町民一丸となって道路の開通をしていただきたいと思います。その点についてもう一回聞きたいんですけど、どんなでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 議員の思いはほんとに、非常に伝わってきますが、何度も申し上げますけど、こういう補助事業、県があつて、国があります。これを、向こうがオッケーを出していたにもかかわらず、地元が反対して中止したというのは、国、県にとっては、もうそれ以上のことは絶対ないです。しかし、我々は、じゃあもうあきらめるかというと、別な角度で、一番言えるのは、住民が一丸となって動くしかないです。これは、中途半端に役場が動くとかいう世界ではないんで、それは断ってからという条件つきですよ。過去にやってしまったことですから、当然、当時は念を押されたはずなんですね。いいんですね。もう二度と復帰できませんよということで、念を押されてますから、同じ視点では無理なので、また新たな視点を皆さんと共に考えていくしかないなと思っております。残念ながら即答できるような簡単な問題ではございませんけど、皆さんの思いというのを受けとめて、感じております。

○議員（河野 浩一君） そのことは、本当に私だけじゃなくて、何回も言いますけど、地元の人人がほんとに開通をのぞんでおると思います。そのことを一番お願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（川上 昇君） 以上で、一般質問を終わります。

しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前9時56分休憩

午前10時06分再開

○議長（川上 昇君） 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

日程第2、議案第48号川南町番号法に基づく個人番号の利用に関する条例を定めるについて、日程第3、議案第49号川南町空家等対策の推進に関する条例を定めるについて、以上2議案を一括議題とします。

質疑はありませんか。マイクを近づけてください。

○議員（内藤 逸子君） 議案第48号の「川南町番号法に基づく個人番号の利用に関する条例を定めるについて」ですが、マイナンバーの関係なんですが、町民への周知は図られたのでしょうか。世帯仕分けに送られていると思うんですが、個人番号となっているので、個人の考えで受け取りたくない方への配慮がなされていないのではないか、戻ってきている数はどれくらいあるのでしょうか、お尋ねします。

○町民健康課長（三角 博志君） まず、マイナンバー制度の周知につきましてですが、全世帯のほうに小冊子のほうを配布しまして、わかりやすく説明したものを配布させていただいております。

それから、どれくらいの数が配布され、戻ってきているのかというような御質問だと思いますけど、マイナンバー通知カードは6,700通が配達をされました。そのうち、きのう現在で762通がかえってきております。その後、取りに来られた方が137通ございまして、現在625通が役場のほうにあるという状況でございます。議員御指摘のように、通知カードは世帯ごとに配布をされているということで、本町では、11月の14日から28日までの間に全世帯に配布されました。郵便局で届かなかつたところは1週間ほど保管をしておりましたが、12月7日に全て残っている分は役場にかえってきております。そのかえってきた数が762通であったということでございます。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 説明を入っていたと思うんですけど、なかなか理解が、町民の方への理解がなくて、窓口に質問とか来ていると思うんですが、やっぱり相談窓口をその課、いえば町民課が専門で受けられるのでしょうか。

○町民健康課長（三角 博志君） ただいまの御質問にお答えいたします。

町民健康課の窓口に今マイナンバーカードの相談窓口というのを設置させていただいております。基本的には、問い合わせ等はそこで全て行うことにしております。ただし、制度上の根幹にかかわる問題とか、あるいは他の課の関連のある、例えば税務部門の関連とか、そうしたものがあってこちらの一括した相談窓口では対応できない場合は、各課で対応していくだくということを行っております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 町民への周知っていうのは、これで送られて、もう図られたと理解しているんでしょうか。

○町民健康課長（三角 博志君） ただいまの御質問ですが、周知が完全に図られているかどうかというところは、なかなか難しい部分もあるかと思います。私どもは、現在できる手段として、可能なことを行ってきてているということでございます。ですから、個人個人でまだ理解されない方々につきましては、窓口のほうで丁寧に説明をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（竹本 修君） 議案第49号「川南町空き家等対策の推進に関する条例を定めるについて」に1点だけ質問させていただきたいと思います。

この空き家対策につきましては、非常に私自身は定住とか新規就農とかいろんな活用におきまして、大変よいことだというふうに認識しておるわけですが、事業に当たって第9条の緊急安全措置ということでうたってありますが、その中におきましての町におきましての対応ということでお聞きをしたいというふうに思います。この空き家対策につきましては、特に廃屋に近いもの、そういったものの指導というものが出てくるやに思います。ここでも緊急安全措置ということでうたってありますが、それにつきまして、町として対応をどのあたりまで考えておられるのか、そういうことでお伺いしたいと思います。

○建設課長（村井 俊文君） 今回の条例は緊急的にうちが措置をすることを条例に定めるものでございまして、その空き家が壊れかかってる、近隣住民にものすごい危険があるとか、これは特別措置法の中で、また指導勧告という厳しい条項がございます。それには、空き家を特定空き家として認定がされなければなりませんので、そういうことを含めて、今後していこうというふうに考えております。

以上でございます。

○議員（竹本 修君） 私がお聞きしたいのは、そういった空き家、廃屋に近いもの、そういった形につきましてのことで安全を必要として対策ということで、それについてきましての撤去とか、そういった形をやっていくといううたい方がしてあるわけですが、それにつきまして、町としての支援事業とか、そういうことまで考えておられるのかをお伺いしたいと思います。

○総務課長（押川 義光君） 竹本議員の御質問にお答えいたします。先ほどから出ております廃屋等に対する措置でございますが、廃屋になりつつある空き家、その措置でございますが、まず手順といたしましては、総務課のほうでいろんな通知を行って、現在通知を行い、廃屋になって壊れかけているという通報をいただいたものに対しては、こちらのほうから通知を行い、そして指導を行います。通知を行う中では、やはり関係者をまず捜索という世界がどうしても必要になりますので、そういう関係者の捜索を行って、そして関係者の住所がわかった場合は、そこに通知を行っていきます。そして指導を行った上で、解体するとか、そういうことをお願いし、そういう指導をしながら進めていくわけですが、どうしてもそれが連絡もとれない、本人も資力がないという部分について、緊急措置として今回定めております条例の第9条におきまして、最低限の周辺住民に危害が及ばない対策を行うということにしておるわけでございます。この条例を定めることによって、緊急避難的措置が行えるということでございます。

なお、先ほどからの質問にあります行政代執行、そういう部分につきましては、当然本法であります対策特別措置法の中で明記されておりますので、それに従って法的な手続をとり

ながら、最終的にはそこに至るわけでございますが、できる限り未然にそういうことを防ぎたいというふうな考えではございます。ただ、最終的にはこの法律ができた以上は、そこも視野に入れながら対策をとっていかないといけないと思っておりますが、いかんせん、こういう部分については、なかなか資力のない方々が結構いらっしゃいまして、そこをどうするかというのは、当然今後行政代執行でどういうふうにやっていくのか、そこまで含めて検討していきたいと思います。ちなみに、現段階で5件の通報を受けておりまして、3件は前向きに対応いただくような話にしてあります。ただ、若干連絡なしと対応できないというのは、1件ずつ存在するのは現状でございます。緊急避難的な措置を早速とろうということで、こういう条例を定めて必要最低限の部分を行おうとしているところでございます。

以上でございます。

○議員（竹本 修君） 大変この処置につきましては、私は進めたほうがいいというふうに感じるわけなんですが、一つは、環境面で、川南におきましては、危害を与えるような、そこまでの必要性というものはそう見かけないというように思うんですが、環境面から非常に空き家といつても廃屋に近いような形があるわけで、そこら辺のとこの整理、先ほど言いますように、これから先につきましては、定住、それから新規就農者に対してのそういう空き家対策等も推進をしていただければ、この事業につきましての措置が本当に生かされるというふうに思っております。そういうことで大変な仕事になろうかというふうに思うんですが、前向きにそういう処置等もやっていただいて、推進をしていただきたいと思います。答えは結構です。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はございませんか。

○議員（福岡 仲次君） ちょっとお伺いしたいんですが、この空き家対策に関することで、調査員なるものを設置して、調査しているのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○まちづくり課長（永友 尚登君） 現在、今年度に入りまして、11月から空き家の実態調査を業者に委託して実施しております。委託期間は11月から3月までで、基本的に固定資産情報をもとに調査を絞り込んでおります。現在のところ、対象物件といいますか、世帯数は約6,100世帯に対して820戸を抽出して実態調査を行っております。この数字は、13.44%ということで、県の空き家率14%と比較しましても、大体このぐらいの数字になると思っております。先ほど申しましたように、業者が全ての物件の実態調査を行いまして、写真撮影とか、そういうことを行いながら、今実態の把握に努めておるところであります。これは今後、先ほどから出ております定住促進等の関係から、空き家にもいろんなランクがありますので、その判定をするために、4段階ほど、A、B、C、Dということで、段階分けをさせていただいて、それについての調査を現在行っておるところであります。

以上です。

○議員（福岡 仲次君） 実は、きのう議会が終わりまして、家に帰りましたら、調査員という方がうちに見えまして、いろいろ尋ねられたんですが、こっちから、こことここが空き

家ですよというようなことを教えようと思ったら、自転車に乗って、はい結構ですって帰られたんです。こんな業者が来て、町民が不安にならないのか。また町民に対してその辺の通達がしてあるのか、その辺を具体的にお願いしたいと思います。

○まちづくり課長（永友 尚登君） 調査員におきましては、調査員証を発行して、聞き取りについては、そういった心配というか、そういったこと、今いろんな業者がいますので、そういった不安材料にならないような対応はしております。

それから、お知らせ等でもそういった事前の周知というか、空き家の調査を行いますということで出しておりますので、これがどこまで周知できるかということはもちろんあるんですが、町としては一応そういった形での周知で十分に行っておるところあります。そういった形で、先ほど申しましたように、事前に情報自体はつかんでおりますので、その実態について、どうなのかっていうのを周辺住民に第1段階として聞き取り調査をして、情報の把握に努めておるところあります。

以上です。

○議員（福岡 仲次君） 調査することはいいんですよ。だからその辺をもうちょっと親切身というか、そういう形での町民に対する当たり方、その辺をもうちょっと配慮するような指導をお願いしたいと要望して終わります。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 議案第49号「川南町空家等対策の推進に関する条例を定めるについて」でありますが、これは、条例は建設課が担当しておるようですが、この空き家なんしたとき、まちづくり課の職員と浜の空き家の調査を行ったわけですが、防災面の関係でそうなったわけですけど、そうすると、どこが所管をすったろかいなと思うとっちゃんけどよ、条例や建設課でいろいろ直すっとがまちづくり課になつとかなち思うとやけんど、そこら辺の担当関係と、行政代執行に係る問題はなかなか複雑なと思うと、大体、今空き家になっていろいろ通報があつたりなんたりしとっこわよ、人がおらんかったり、家を解体する費用がねえ人じやろ、ほとんどそういう人じやと思うっちゃんけどよ、そういうなつたときの場合よ、法整備はしちゃるけど、今、空き家のなんを見た場合よ、法整備はしちゃるけど、財源の法整備とかそういうとこはしてねえごちゃつとですよね。そこ辺で、町が行政代執行した場合、財源の問題が出てくっちゃねかなと思うとっちゃんけどよ。そして、浜、特別家が密集しとるもんじやかい、解体できんような場所があつとですよね。そこをどげんすつとかなつと思つち、担当の職員ともいろいろ話したっちゃんけどよ、なかなか解決策が見つからんような状態でありますのでよ、そこ辺もいろいろ今後協議していくにやならんと思うわけですが、とりあえず、そこには、今かい、この財源のほうや何やらの、法整備や何やらの今かい出でくつともあるけど、とりあえず担当をどこへ持っていくか、やつと決めとらんのよ、今後、条例は建設課で、担当がまちづくり課じやいかんわけですかい、やっぱ、条例を、これで対応すつとこへちゃんと決めとかにやいかんと思うとです。そこ辺のことど

う考えておりますか。

○副町長（清藤 荘八君） 児玉議員の質問にお答えしたいと思います。

事務分掌をどこに持っていくかという話なんでございますが、今回の条例の制定につきましては、建設課が町内の建築物に関する所管課ということで提案をさせていただいたところでございます。議員御指摘のとおり、防災に関することはまちづくり課所管ということもありまして、そういった調査関係については現在まちづくり課のほうでさせていただいておりまして、そこで網羅できない、本年度も発生してますけども、そういった通報が住民のほうからあれば、それはどこということではなくて、技術的な建築から見たときのどう判断するのかとか、防災面から見たときにはどうするのかということで、基本的にはまちづくり課、建設課、そういったところでタイアップしながら取り組んでいるところでございます。

なお、また今回の特別措置法が代執行まで至るということで、法的にも難しい面があるということで、その法制面については総務課もタイアップし、また所有者を調べるということになりますと、今度は税務課も絡んでくるのかなということで、一つの課に限らず、所管課的には建設課の建築部門ということになるかと思いますけども、町として総合的にタイアップして、今後対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（川上 昇君） よろしいですか。

○議員（児玉 助壽君） いいです。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川上 昇君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は総務厚生常任委員会に、議案第49号は文教産業常任委員会にそれぞれ付託します。

日程第4、議案第50号川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、日程第5、議案第51号川南町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について、日程第6、議案第52号川南町税条例の一部改正について、日程第7、議案第53号川南町営住宅管理条例の一部改正について、以上4議案を一括議題とします。

質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） 議案第50号について、住民合意はもう得られているのかどうか伺います。

○まちづくり課長（永友 尚登君） 住民合意はできてるのかということですが、この議案につきましては、当初平成25年12月議会のときから、運営委員につきましては、1年という

ことで設置させていただきました。ただし、これまでの各自治公民館、役員の方々とか、そういう方々の住民の意思を反映しまして、1年の延長しました。ただし、そういうことを総括しまして、今回廃止することになったわけですが、各自治公民館の役員の方々とも何回にもわたって協議をさせていただきましたが、この部分につきましては、そういう住民との合意はできているというふうに思っております。

以上です。

○議長（川上 昇君） いいですか。

○議員（内藤 逸子君） いいです。

○議長（川上 昇君） 他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川上 昇君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号、議案第52号は総務厚生常任委員会に、議案第51号、議案第53号は文教産業常任委員会にそれぞれ付託します。

日程第8、議案第54号平成27年度川南町一般会計補正予算（第3号）、日程第9、議案第55号平成27年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、日程第10、議案第56号平成27年度川南町介護保険特別会計補正予算（第2号）、日程第11、議案第57号平成27年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、以上4議案を一括議題とします。

質疑はありませんか。

○議員（徳弘 美津子君） 議案第54号「平成27年度川南町一般会計補正予算（第3号）」です。

歳出ですが、3款の民生費、2項3目老人福祉費の老人福祉費修繕料のマイクロバスの修繕、車検の不足ってことで20万円は、これはどこのマイクロバスの修繕なのかということと、それとその下の段の敬老費ですが、敬老行事交付金ですが、これは敬老会の結局余ったものだと思いますが、実際の対象者は何人で設定して見込みで、対象者イコール見込みなのか、その実績の数字、人数を教えてください。

○福祉課長（篠原 浩君） 徳弘議員の御質疑にお答えいたします。

まず、マイクロバスの修繕料の件でございますが、これにつきましては、町で社会福祉協議会から借り受けております福祉バスの修繕料でございます。

それから、敬老行事交付金についてでございますが、平成27年度が参加人数が2,127人で、参加率65.8%という形になっております。当初予算では、約80ぐらいの計上で予算計上しておりましたので、その差額分、実績確定に伴う執行残を減額するものでございます。

以上でございます。

○議員（徳弘 美津子君） マイクロバスのほうですが、社協の所有ということで、町が所有権を持たない車に対しての車の維持管理を役場がしていく、行政がしていくっていう、その根拠、所有権が社協になった経緯と、あわせてこの車の管理が例えば町が全てしていれば、燃料全ての経費をみているのかということを教えていただきたいと思います。

○福祉課長（篠原 浩君） 徳弘議員の御質問に再度お答えいたします。

マイクロバスにつきましては、これにつきましては、もともと社会福祉協議会で購入していただきましたが、利用としましては、もともとの目的が昔で言うところの温泉バス、温泉の運行バスとして利用しておりました。ただし、温泉が廃止になりました、現在は長寿会とか婦人会とか、そういった部分の福祉関係のバスとして利用している現状でございます。これにつきましての経費につきましては、全て現在町のほうで燃料費と車検代、そういう部分、任意保険も含めて、町のほうで支出している現状でございます。

以上でございます。

○議員（徳弘 美津子君） 濟いません、あと1問しかなかった。このマイクロバス、所有権が社協にあって、当時は温泉バスということで、代表監査員にも聞きたいんですが、所有権を持たない車の管理に対して、町がやっていくということは、法的にどうなのかなと。自分が持っていない車を経費を出していくと。それはほかにもそういう車が出ていないのかって、これだけが特別なのかっていう、何かそういう縛りっていうか、これが特例でこうですよっていうものがあるのかどうか。実際、ほかにも、例えば燃料代を町が、所有権を持たない車に対して燃料代を出してることがないのかどうかを伺いしたいと思います。

それから、済いません。敬老会行事ですが、対象者がよく把握できませんが、実績が65.8%ということで、実績といいましても、これがほんとにそのまんまの敬老者の対象ではなく、各自治公民館の役員さんの数字も入ってると思うんです。この2年、自治公民館制度になって2年ですが、実際の参加者が減っていたという話も聞きますので、今までの経緯の中で、総体的に参加者の人数がどうであるかっていう部分もあわせて教えていただきたいと思います。

○福祉課長（篠原 浩君） まず、敬老会の実績等についての御質疑でございますが、これにつきましては、平成26年度がちょっと人数が2,377名、そして、平成27年が2,127名と若干自治公民館制度の導入により、地区で、各分館単位で行われていた敬老会が、各校区単位という形になりました関係もございまして、若干人数的には減少している傾向がございます。以前と比べると、実際参加してる人数が若干減ってる関係もありまして、交付金等も年々減ってるのが現状でございます。

それと、マイクロバスについては、社協より町が無償貸し付けっていう形で借りてる現状でございまして、その経費部分のみを町が負担するという現状にございます。

以上でございます。

[「ほかの社協でも二重だしということはないのか。それはわからないね。」と発言する者

あり]

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 「平成27年度川南町一般会計補正予算（第3号）」、25ページの教育総務費の160万4000円の修繕料、これ何を修繕すっとですか。

○教育課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。

これは、諸収入、12ページ、13ページにありますが、山本小学校の道路に面する用地を、一部道路拡張、歩道拡張に伴う分として売り払い、それに当たって校内の動産、不動産含めて移転をする費用としての金額をこちらに計上させていただいたところです。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） はっきりわからんかった。どこを修繕すっと。（「小学校の」発言する者あり）何を修繕すっと。

○教育課長（米田 政彦君） 山本小学校の都農綾線と尾鈴川南停車場線に面した山本小学校の土地の部分にある、（「この建設課なんに出てきとるやつね、これは。」と発言する者あり）こちらは教育課分も含まれております。（「その関係分」と発言する者あり）そうです。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（三原 明美君） 議案第54号、2款1項1目一般管理費19節の負担金補助及び交付金の10万円、高鍋高校ラグビーチーム全国大会出場と書いてありますが、この経緯と、この10万円の根拠は何でしょうか。

○総務課長（押川 義光君） 三原議員の御質問にお答えします。

高鍋高校ラグビーチームが今年度も県大会で優勝いたしまして、全国大会に出場することとなりました。それに伴いまして、東児湯郡内の町村で後援会というのが組織されまして、高鍋町を中心に各町村に後援会のメンバーとして町長が川南を代表しての代表者ということになったわけでございます。それにあわせまして、特別後援会費という形で各町10万円、高鍋あっては代表ということですので、50万円ということで、その後援会の会議の中で決定し、各町了承し、補助として組んだところでございます。

以上でございます。

○議員（三原 明美君） このラグビーチーム、大変すばらしいことだと思いますが、川南町に今高鍋高校のラグビーチームに入っている子供さんたちは何名いらっしゃるんでしょうか。

○総務課長（押川 義光君） 三原議員の御質問に再度お答えいたします。

全体で川南町出身が6名ということでございます。

○議員（三原 明美君） 何名中6名ですか。全体のラグビーチーム。

○総務課長（押川 義光君） 三原議員の御質問に再度お答えいたします。

全体では五十数名いらっしゃるということでございますが、レギュラーの問題と部員の問題、そういうこと、詳細をちょっと手持ちに資料ございませんので、あとで報告いたしたい

と思います。よろしくお願ひします。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川上 昇君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は各所管事項別に、それぞれ所管の常任委員会に、議案第55号、議案第56号、議案第57号は総務厚生常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで散会します。皆さんお疲れさまでした。

午前10時43分閉会
